

京田辺まちライブラリー 会員規約

■「京田辺まちライブラリー」とは

- ・京田辺市立南部まちづくりセンター交流・イベントスペースに「京田辺まちライブラリー」を設置します。

■「京田辺まちライブラリー」会員とは

- ・本を通じて人と出会うという「まちライブラリー」の趣旨に賛同している人
- ・自ら主体となってこの場で活動する意思のある人
- ・他の会員との交流を大切にしたい気持ちのある人

■入会資格

「まちライブラリー」の趣旨に賛同し、健全な利用ができる方。

■入会方法

- ・京田辺まちライブラリーにて、会員申込書に所定の事項を記入の上、お申し込みください。入会に際して「会員カード」を発行いたします。紛失の場合は再度発行手続きが必要です。

■会員期間

- ・有効期限はありません。

■会員特典

- ・会員になると本の貸出利用及び本棚オーナー制度に応募することができます。

■利用日

- ・南部まちづくりセンター開館日に利用できます。

開館日 火曜日～日曜日

休館日 月曜日（ただし月曜日が国民の祝日のときは、月曜日開館し火曜日休館）、年末年始

- ・本の貸出・返却の受付 開館日の9：00～22：00

- ・会員登録・退会・カードの発行等 開館日の9：00～17：00

日曜日・祝日は貸出・返却のみとします。

- ・交流・イベントスペース（含むキッズスペース）の貸切日は利用できないことがあります。

■会員利用料

- ・利用料は無料です。（ただし、イベント時は参加費等が発生する場合があります。）

■本の貸出

- ・本の貸出を利用する場合は所定の手続きが必要です。

貸出できる本は、まちライブラリー背シールのついた本に限ります。

- ・貸出は、1会員につき定めた冊数(2冊)を2週間借りることが可能です。

読書後に本についている「感想カード」へメッセージを記入し次の人へ繋げます。

- ・返却手続きは窓口で行ってください。

- ・本をなくしたり、よごしたり、ほかの方が利用することができなくなった場合は、職員の判断にて代替資料の寄贈をお願いすることがあります。

■本の寄贈

- ・どなたでも本を寄贈することができます。ただし、一冊毎に感想カード（メッセージ記入）をつけることとします。

なお、寄贈した本を返却することはできません。

- ・寄贈した本が紛失・盗難・破損された場合、当該施設は一切責任を負わないものとし、また、寄贈者は損害賠償の請求を行わないものとします。

■本棚オーナー制度

- ・本棚オーナーは市が指定する棚に本を陳列・展示することができます。

- ・本棚オーナーになるには、市が指定する期間中に申込み、市から利用決定を受ける必要があります。申込多数の場合は抽選となります。

- ・利用可能期間はあらかじめ市が指定した期間となり、期間終了後は再度本棚オーナー利用申込みが必要です。

- ・申し込みは個人、グループ、法人を問いません。

- ・利用期間終了後は速やかに本棚から本を撤去する必要があります。

- ・本棚オーナーが陳列・展示した本等が紛失・盗難・破損された場合、当該施設は一切責任を負わないものとし、また本棚オーナーは損害賠償の請求を行わないものとします。

- ・本棚オーナーは京田辺まちライブラリー運営に協力するものとします。

京田辺まちライブラリー 会員規約

■禁止事項

- ・京田辺まちライブラリー利用に際しての政治活動、宗教活動、投資、マルチ商法等の勧誘行為等を禁止いたします。
- ・公の秩序若しくは善良な風俗を乱すおそれ又は公益を害するおそれがあると認められる行為を禁止いたします。
- ・京田辺まちライブラリーの利用に際しての営利行為を禁止いたします。

■退会

- ・退会届を提出することで退会することができます、同時に会員カードを返却してください。
退会届受領後、速やかに会員情報を削除いたします。
- ・著しく他の会員に迷惑が及ぶと職員が判断した場合は退会となることがあります。
- ・公序良俗に反する行為またそのおそれがある場合、反社会的勢力と関係があると判断された場合など職員の判断で退会となることがあります。

■会員情報について

- ・会員情報については、京田辺市が管理・運用を行うものとします。イベント案内、延滞資料の督促など京田辺まちライブラリー業務上、必要な諸連絡のため利用致し、第三者への提供はおこないません。